

添付書類等	新規許可	更新許可	変更許可	変更届等	備 考
許可申請書	●	●			様式第 12 号
事業範囲変更許可申請書			●		様式第 16 号
変更届出書				●	様式第 17 号
申請手数料（県証紙）	●	●	●		山口県手数料徴収規則に定める手数料（許可申請） 収集運搬業(新規 81,000 円,更新 73,000 円,変更 71,000 円) 特管収運業(新規 81,000 円,更新 74,000 円,変更 72,000 円)
事業計画の概要書	●	□	●	△	添付書類第 1 面～5 面
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	●	●	●		添付書類第 8 面
資産に関する調査書 （申請者が個人の場合）	●	●	●		添付書類第 9 面
車両（船舶）の写真	●	□		△	添付書類第 6 面 2 方向から撮影したもので、 車両全体が確認でき、かつ車両番号が判読できるもの 感染性産業廃棄物、保冷車等が必要
車両（船舶）の車検証 （船舶国籍証明書、船舶検査証等）	●	□		△	所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する 書類(使用承諾書等)
運搬容器の構造図又は写真等	△	□	□		添付書類第 7 面 液状、粉状の廃棄物を運搬する場合に必要
＜積替・保管を行う場合＞					
・施設の平面図、立面図等	△	□	□	△	所有権を有しない場合は、使用権原を有することを 証する書類(賃貸契約書、使用承諾書等)
・施設の設置場所の土地登記簿謄本、公図	△	□	□	△	
・施設の付近見取図	△	□	□	△	
事務所及び事業場の付近の見取図	●	□	□		
（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し	●	●	●		変更許可申請の場合、直前の許可申請で提出した修了証の 写しを添付すること
直前 3 年の財務諸表等 （申請者が法人の場合）	◎	◎	◎		直前 3 年の(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、 個別注記表、法人税(国税)の納税証明書(その 1))
直前 3 年の財務諸表等 （申請者が個人の場合）	●	●	●		直前 3 年の(所得税の納税証明書(その 1))
定款又は寄付行為	◎	◎	◎	△	申請者が法人の場合
法人登記簿謄本（申請者）	◎	◎	◎	△	申請者が法人の場合
住民票の写し （本籍地の記載があるもの） （個人番号(マイナンバー)の記載のないもの） （外国人の場合は、国籍等の記載があるもの）	○	○	○	△	<u>法人</u> ・役員(監査役を含む) ・5%以上の出資者又は株主 <u>個人</u> ・申請者本人 （申請者が未成年者の場合は、その法定代理人についても提出が必要） その他〔法に規定する使用人がいる場合は、 その使用人についても提出が必要〕
登記されていないことの証明書 （東京法務局が発行する証明書）	○	○	○	△	
法人登記簿謄本（株主）	○	○	○	△	発行済株式の 5%以上を保有する法人株主又 5%以上の出資 法人について
欠格要件に関する誓約書	○	○	○		添付書類第 10 面
現交付済許可証		●	●	△	原本は、新たな許可証の交付までに要返納
＜廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物を運搬する場合＞					環境省のガイドラインを参考とし、作成すること
・運搬容器の構造図	△	△	□		・PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成 16 年 3 月策定） ・微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン （平成 21 年 11 月策定） ・PCB 廃棄物の収集運搬業務作業従事者講習会
・連絡設備等の概要を記載した書類	△	△	□		
・事故時における PCB 廃棄物等の応急 措置設備等の概要を記載した書類	△	△	□		
・その業務に直接従事する者が十分な知識 及び技能を有することを示す書類	△	△	□		

備考：●印～添付を要する書類

○印～先行許可証（原本）の提出がある場合、省略できる書類

△印～該当ない場合、省略できる書類

□印～変更ない場合、省略できる書類

◎印～有価証券報告書の提出がある場合、省略できる書類

注 1：関係書類の提出部数は 1 部

注 2：公的証明書（法人登記簿謄本、住民票の写し、登記されていないことの証明書、所得税の納税証明書（その 1））は、3 ヶ月以内に発行されたものに限るが、コピー機による複写書類でも可